

補助の対象となる事業と経費

○補助対象となる事業

公共性が高く社会的貢献が見込まれ、日の出町観光協会と連携して行われる、補助金交付終了後も継続が可能な事業であることが基本条件となります。

観光交流によるまちづくりにふさわしく、地域に根ざした創造性のある事業に対し、将来的に自立して運営、発展させていくことを支援します。観光振興計画では以下のような事業を提案しています。

- ① **観光商品づくり**に関する事業（眠っている地域資源をブラッシュアップして、観光資源として活用するなどの事業）
- ② **観光コースづくり**に関する事業（観光資源とのふれあい、体験・体感をテーマにしたコースづくりなどの事業）
- ③ **イベント戦略**に関する事業（体験型イベントの企画・実践などの事業）
- ④ **人材育成**に関する事業（地域の魅力づくりや活力あるまちづくりに関わる人財を育成するなどの事業）
- ⑤ **イメージ戦略**に関する事業（地域の高付加価値化、地域イメージの向上を図るなどの事業）
- ⑥ **マーケティング戦略**に関する事業（首都圏在住の自然志向の強いシニア層や在日外国人の受け入れを進めるなどの事業）
- ⑦ **推進体制の確立**に関する事業（新規の事業を実施するために必要な組織づくりや、観光まちづくりを行う既存の組織の強化などの事業）

※本補助金は、施設の建設や整備などのハード的な事業は対象になりません。

○補助対象となる経費

応募する観光まちづくり事業を実施するために必要な経費で、補助金の対象期間内に支払われる以下のものが対象となります。

- | | |
|-----------|---|
| ① 原材料費 | 当該事業に係る原材料費 |
| ② 広告宣伝費 | イベントの周知等に必要広告や宣伝に係る経費 |
| ③ 消耗品費 | 当該事業に係る消耗品費 |
| ④ 物品購入費 | 事業実施に必要不可欠な物品で、用途が申請事業での使用に限られるもの |
| ⑤ 印刷製本費 | イベント宣伝用チラシ、ガイド資料等の印刷製本費等 |
| ⑥ 通信費 | 当該事業に係る郵送料、通信費等 |
| ⑦ 使用料・賃借料 | パソコン等の備品の賃借料等 |
| ⑧ 謝金 | 専門家のアドバイスを受けるために必要な謝金、シンポジウム等を行う際の講師に対する謝金等 |
| ⑨ その他 | その他、観光まちづくり事業審査委員会が必要と認めるもの |

※経費額の見積根拠が不明確なもの、類似の項目が複数計上されているものは、補助対象から除きます。

※備品（パソコン等）の購入経費は認めません。賃借を基本とします。

※参加費等、個人や団体への受益が高いものについては、原則として受益者負担となります。

※宿泊費、交通費等の旅費は原則として認めません。

※飲食に関する経費は、原則として認めません。ただし、イベント等の事業実施当日における弁当代（1人1食1,000円以内）の食糧費について、事業全体の5%以内であれば、3万円を限度とし認めます。

※補助金での当該事業実施者（構成メンバー）への報酬及び人件費等の支払いは一切認めません。但し、自己資金での人件費等の支払いは可能です。